



平成 26 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 積水化学工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 根岸 修史  
(コード番号 4204 東証第 1 部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 高下 貞二  
電話番号 03-5521-0522

### 当社株券等の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ

当社は、平成20年6月27日開催の当社第86回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「現行プラン」といいます。）を導入いたしました。その後、平成23年6月29日開催の当社第89回定時株主総会において、現行プランの一部変更および更新について株主の皆様のご承認をいただきましたが、現行プランの有効期間は、本年6月26日開催予定の当社第92回定時株主総会の終結時までとなっております。

そこで、当社は現行プラン導入後の情勢等を踏まえ、さらに検討を加えた結果、平成26年5月15日開催の取締役会において、当社第92回定時株主総会における出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、現行プランを更新する旨の決議を行いましたのでお知らせいたします。

なお、現行プランの更新にあたり、中期経営計画による企業価値向上の取り組みおよび表現等の形式面を一部変更しておりますが、現行プランの実質的な内容についての変更はありません。

現行プランを更新する理由は、以下のとおりです。

#### <現行プランを更新する理由>

当社株券等の大規模買付行為への対応策につきましては、平成20年の導入時、平成23年の更新時ともに多くの株主様のご賛同をいただきましたが、当社は現行プランの更新の是非について、多面的な議論と検討を重ねてまいりました。その結果、現行プランは当社の持続的な企業価値向上に一定の有効的役割を果たしていると考えられる点や、現行プランの適正な運用がなされることにより、当社の少数株主の利益を保全し株主共同の利益に資するケースが現在においても十分想定できると判断し、当社第92回定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、3年間を有効期間として更新することといたしました。

当社は、これまで取り組んでまいりましたコーポレート・ガバナンス強化の成果として、独立性の高い社外取締役2名と社外監査役3名を擁し、企業価値を持続的に向上させるための経営計画を策定し実行することが可能となっており、平成23年3月期までの中期経営計画「GS21-SHINKA! 1st Stage」、平成26年3月期までの中期経営計画「GS21-SHINKA! 2nd Stage」とともに、目標を上回る業績を達成することができました。

さらに、企業支配権に影響を及ぼす株式の大規模買付行為に関して一定の情報提供ルールを設けていたことが、中期経営計画の実行に全経営資源を集中することの一助となり、中期経営計画の目標達成に寄与したものと考えています。当社グループの業績は、当社の株式パフォーマンスにも顕在化し、現行プランの更新発表から当期末までのパフォーマンスは、株価、トータルリターンともに、東証株価指数を大幅に上回る結果となりました。

このような状況の下、当社グループは新たな中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」を本年4月よりスタートさせており、最終目標である平成28年度の連結売上高12,500億円連結営業利益1,000億円、自己資本利益率（ROE）10%以上の実現に向け、当社第92回定時株主総会において現行プランの更新をご提案させていただくものです。

## 1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、株式公開企業として当社の株主は市場での自由な取引を通じて決まることが大前提であると考えています。したがって、当社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様に基づき行われるべきものと考えています。しかしながら、株式公開企業株式の大規模買付行為や買付提案の中には、その目的や手法等に鑑み、明らかに、企業価値・株主共同の利益をかえりみることなく、もっぱら買収者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主に株式の売却を事実上強要するもの、買付対象会社の株主や取締役会が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために十分な情報や時間を提供しないもの等、対象会社の長期的な株主価値を明らかに毀損すると考えられるものも想定されます。当社では、後述のとおり当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるための戦略を策定し、その概要を株主・投資家の皆様に開示・説明しておりますが、前述のような濫用的かつ不適切な買収行為から、長期的な株主共同の利益を保護することが当社取締役会に課せられた重要な責務のひとつと認識し、大規模買付行為や買付提案に関する一定のルールを定めておくことがそのために必要であると考えています。

## 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期持続的に向上させるための取り組みとして、以下に記載する中期経営計画を策定し、すでに実施しています。上記1.の基本方針の実現とこれらの取り組みは一体化しており、当社の経営陣が本中期経営計画を実現し、当社グループを持続的に成長させるためには、当社株式の大規模買付行為に関しても、株主の皆様に適正な情報に基づき適正な判断をしていただくための最低限のルールを備えておくことが、株主共同の利益に資するものと考えています。

(1) 中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」による企業価値向上の取り組み

当社は、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 カ年を対象期間とした中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」に取り組んでいます。

1) 全体概要

「SHINKA!-Advance 2016」では、「3つのビジネスモデル SHINKA」と「CSR SHINKA」を基本戦略としています。「3つのビジネスモデル SHINKA」では、「コアビジネス SHINKA」（現有事業のビジネスモデル変革）、「フロンティア SHINKA」（「協創（Co-Creation）」による新市場、新分野への展開）、「グローバル SHINKA」（現地社会への適応加速）によりビジネスモデルの変革を継続し、長期を見据えた新たな変革にも着手して、グループ全体の持続的な成長を図ります。

「CSR SHINKA」では、3つのビジネスモデル SHINKA を支える人材と組織の活性化や、CSR経営の進化を図ります。

2) 数値目標

今回の中期経営計画では、経営効率の改善と株主利益の向上に努めてまいります。本来の事業活動の成果を示す営業利益と売上高を重要な経営指標と位置づけるとともに、自己資本利益率（ROE）を指標に加え、平成28年度に連結売上高 1 兆2,500億円、連結営業利益1,000億円、ROE10%以上の達成を目指します。

<連結業績目標>

	2013年度実績	2016年度目標
営業利益	825億円	1,000億円
売上高	11,108億円	12,500億円
ROE	9.4%	10%以上

3) 基本戦略と新たな事業の枠組み

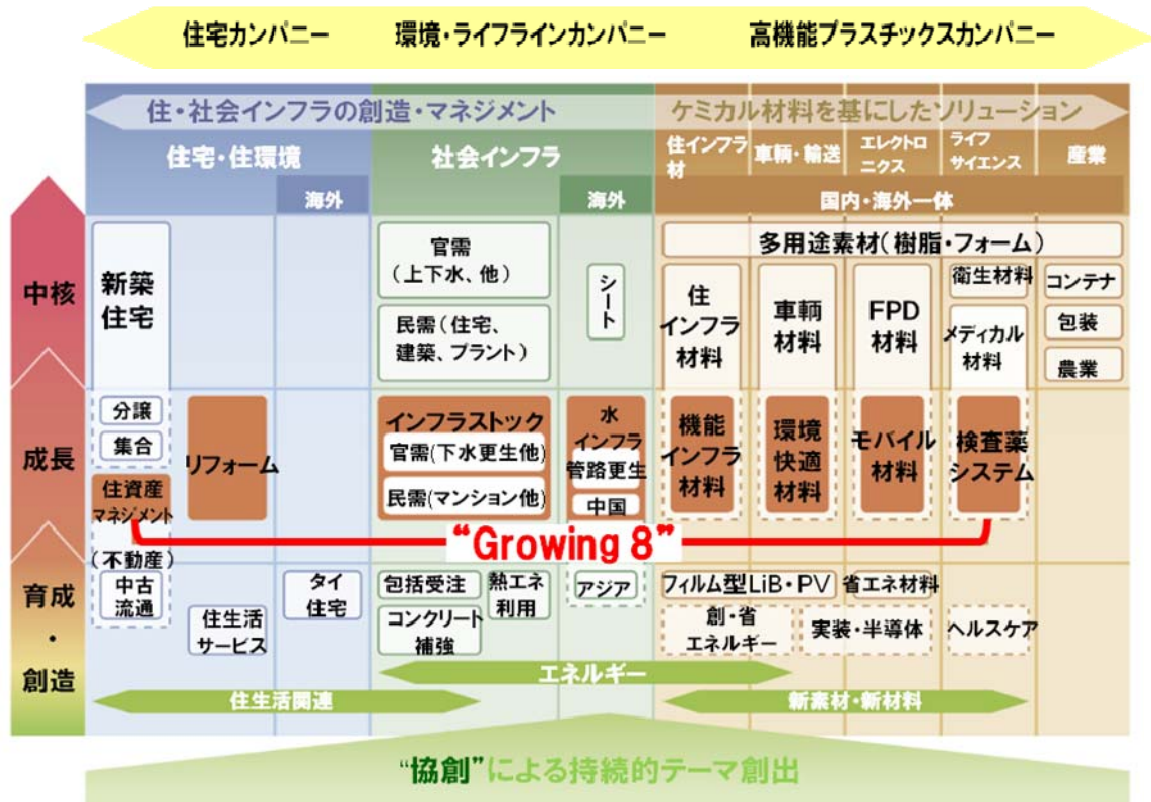
①全体像

3つのビジネスモデル SHINKA を進めていくうえで、各事業の成長度合いに応じて的確な取り組みを推進し、グループ全体の持続的な成長を図ります。とくに、8つの成長事業「Growing8」と「協創」による事業の育成・創造に経営資源を積極的に投入し、グループ全体の成長をけん引させていきたいと考えています。



## ②事業ポートフォリオ

注力すべき8つの成長事業（①リフォーム、②住資産マネジメント、③インフラストック、④海外水インフラ、⑤機能インフラ材料、⑥環境快適材料、⑦モバイル材料、⑧検査薬システム）を「Growing8」と明確化し、最終年度である平成28年度に合計売上高4,300億円を目指します。さらに、社内外の連携を積極化させ、「協創」による事業の育成・創造に取り組み、グループの持続的な成長を目指します。



### < Growing8 >

①リフォーム	②住資産マネジメント	③インフラストック	④海外水インフラ
リフォーム、メンテナンス	賃貸管理や仲介等不動産事業	官・民インフラのマネジメント	先進国での管路更生と新興国での水インフラ新設
⑤機能インフラ材料	⑥環境快適材料	⑦モバイル材料	⑧検査薬システム
耐熱配管材向け樹脂原料、耐火材料など	車輦等の居室内環境向上に寄与する材料	モバイル端末用材料	臨床検査などの検査薬、器具、機器

## ③グローバル展開

グローバル展開につきましては、製品の「際立ち」によりグローバルな事業展開が進んでいる中間膜やフォームなど中核事業をさらに強化・拡大するとともに、成長途上の5事業（タイ住宅、アジア水インフラ、管路更生、検査薬システム、機能インフラ材）を中心にビジネスモデルの現地社会への適応（「際立ち」の現地化）を加速し、最終年度である平成28年度に海外売上高3,300億円を目指します。

＜現地社会への適応加速（際立ちの現地化）を図る5つの事業＞

事業	テーマ
タイ住宅	現地仕様化と現地開発業者連携による販路拡大
アジア水インフラ	包括受注モデルの現地展開
管路更生	欧米並各エリアでの展開強化
検査薬システム	検査薬・検査機器の展開加速
機能インフラ材	塩素化塩化ビニル樹脂等のアジア需要に応える供給体制構築

4) 投資の考え方

投資につきましては、平成26年度から平成28年度までの3年間に獲得するキャッシュから1,800億円を投資に振り向け、その中から1,000億円を「Growing8」や「協創」の取り組みを中心とした戦略投資に配分する考えです。このほか、安定的な株主還元の実施も検討してまいります。

5) CSR経営の進化

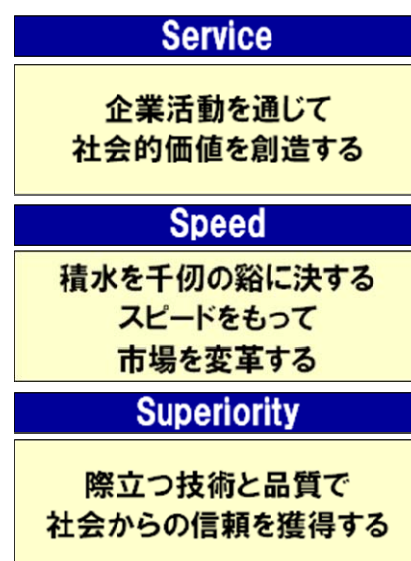
積水化学グループが持続的な成長の基盤となるCSR経営について、さらに強化します。「積水化学らしさ」の原点である社是「3S精神」とグループの理念体系を見直し、中期経営計画におけるCSRの基本戦略「CSR SHINKA」を定めました。「グループ、グローバル、コミュニケーション」を軸に、各種の施策に取り組みます。

- ◆グループ・・・積水化学グループ全体へのさらなるCSR経営浸透
- ◆グローバル・・・価値観を共有しグローバルで課題を解決
- ◆コミュニケーション・・・ステークホルダーとの対話拡充による企業価値の向上

「理念体系」



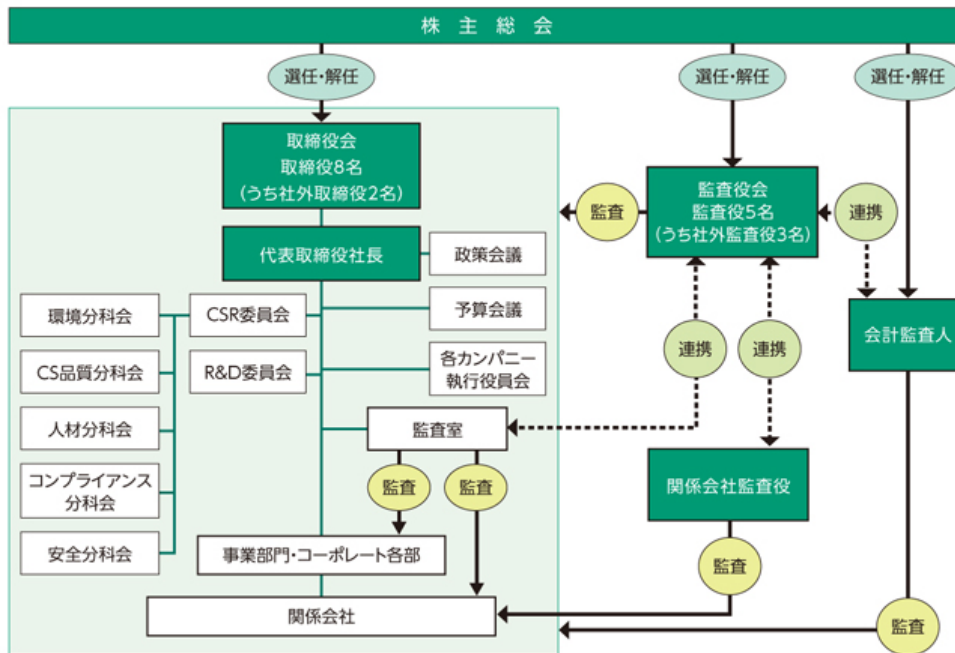
「3S精神」



## (2) コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日より執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任いたしました。これに加え、当社グループの企業価値を継続的に増大し、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会より、独立性の高い社外取締役2名を選任するとともに、取締役の人員を10名以内にしています。これにより、取締役会の役割を明確化するとともに、当社グループの基本方針決定、高度な経営判断と業務執行状況の監督を行う機関と位置づけています。なお、当社は、社外取締役の独立性を確保するために、社外取締役規則において、当社の大株主や主要取引先等から社外取締役候補者を指名しない旨を定めています。

コーポレート・ガバナンス体制図



## (3) 積極的な株主還元策

当社の財務戦略は、企業価値を増大させ、株主の皆様への利益還元を積極的に行うことを、経営上の最重要課題の一つとして位置づけています。この方針のもと、株主還元につきましては、連結当期純利益の30%を目途として業績に応じた安定的な配当政策を実施しており、平成25年度の年間配当金は、前年度より5円増額の1株につき23円とさせていただきます。

さらに、内部留保資金は、将来の企業価値増大に必要な資金として、研究開発費や設備投資、戦略投資、投融資などに充当する方針です。

### 3. 本プランの内容

#### (1) 本プランの目的

本プランは、当社の株券等に対する買付その他これに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付」といいます。）が行われた際に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）と協議・交渉等を行うことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。現時点においては、当社株券等について、第三者からの大規模買付行為にかかる具体的な提案を受けている事実はありませんが、上記1. に述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして更新するものです。

なお、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1（15ページ）に記載のとおりです。

#### (2) 本プランの手続

##### 1) 対象となる大規模買付行為

本プランの適用の対象となる「大規模買付行為」とは、以下の①または②に該当する行為（ただし、当社が予め取締役会決議により同意したものを除きます。）をいいます。

- ①当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付
- ②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）およびその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

注1・金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

注2・金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

注3・金融商品取引法第27条の23第4項に規定されます。

注4・金融商品取引法第27条の2第1項に規定されます。

注5・金融商品取引法第27条の2第6項に規定されます。

注6・金融商品取引法第27条の2第8項に規定されます。以下同じとします。

注7・金融商品取引法第27条の2第7項に規定されます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

##### 2) 独立委員会の設置

本プランにおいて、対抗措置をとるべきか否かについては、当社取締役会による恣意的な判断を排除し、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会において定める独立委員会規則に従い、当社取締役会から独立した組織である独立委員会を設置します。独立委員会規則の概要は、別紙2（16ページ）に記載のとおりです。独立委員会

の委員は3名以上とし、当社社外取締役または当社社外監査役の中から当社取締役会が選任した者がこれに就任します。本プランの更新時点において予定される独立委員会委員の氏名および略歴につきましては、別紙3（17ページ）に記載のとおりです。

### 3) 大規模買付者に対する買付説明書提出および大規模買付情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、ならびに大規模買付行為を開始するに際し本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を日本語で記載した当社所定の書面（以下、「買付説明書」といいます。）を当社取締役会に対し提出していただきます。

その上で、大規模買付者に、株主の皆様のご判断ならびに独立委員会および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を日本語で記載した書面を、当社取締役会に対し提出していただきます。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容等によって異なりますので、当社取締役会は、大規模買付者による買付説明書の受領後10営業日以内に大規模買付情報のリストを作成し、大規模買付者に対し提示することとします。大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、特別関係者およびファンド（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。））の詳細（名称、事業内容、資本構成、財務内容、経営成績、代表者と経営幹部の経歴、過去の法令違反等の有無および内容、現在係争中の案件の有無等を含みます。）
- ②買付の目的、方法および内容（買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実行の蓋然性等を含みます。）
- ③買付対価の算定根拠と算定方法
- ④買付の資金の裏付け（買付の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付完了後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、配当政策ならびに買付完了後における当社の従業員、顧客、取引先、債権者等の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑥大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無および意思連絡が存する場合にはその内容

当社取締役会は、提供を受けた大規模買付情報が不十分であると合理的に判断した場合には、合理的な期限（ただし、最初に大規模買付情報の提供を受けた日から起算して60日を上限とします。）を定めた上で、大規模買付者に対し、大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供を求めます。この場合、大規模買付者は、当該期限までに要求された大規模買付情報を追加的に書面にて提出していただきます。



当社取締役会は、大規模買付者から上記各情報を受領した場合には、速やかに独立委員会に対して当該情報を提供します。

なお、大規模買付者から提出された買付説明書および大規模買付情報は、株主の皆様  
の判断のために必要かつ適切であると認められる範囲において、当社取締役会が適切と  
判断する時点で、株主の皆様に対して情報開示を行います。

#### 4) 独立委員会による当社取締役会に対する情報提供の要求

大規模買付者から買付説明書の提出および大規模買付情報の提供がなされた場合、独立  
委員会は、当社取締役会に対して、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根  
拠資料、代替案、その他独立委員会が必要と認める情報・資料等を、その作成・提供の  
ために合理的に必要と独立委員会が認める期間内（原則として、すべての大規模買付情  
報が記載されたと当社取締役会が判断する内容を有する大規模買付行為に関する書面  
による提案（以下、「買収提案」といいます。）を当社取締役会が受領した時から起算  
して30日を上限とします。）に提供するように要求することがあります。

#### 5) 独立委員会による検討・評価等

当社取締役会は、買付説明書および買収提案を受領した場合、上記4)の  
情報提供の要求を独立委員会から受けているか否かを問わず、当該買収提案を速やかに独立委員会  
に付議するものとします。なお、当社取締役会は、かかる付議の後、当社取締役会が相  
当と判断した場合には、速やかに、当該付議の事実および買収提案の概要、以下に定め  
る独立委員会評価期間の開始日および終了予定日その他取締役会が適切と判断する事  
項について、株主の皆様に対して情報開示を行います。

独立委員会は、大規模買付者および（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料  
等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等を受領した時から起算し  
て、最長60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による当社のすべての株券等の買  
付の場合）または90日（左記以外の大規模買付行為の場合）（以下、当該期間を「独立  
委員会評価期間」といいます。）以内に、大規模買付行為に対して対抗措置（対抗措置  
の具体的内容については下記(4)に記載のとおりです。）を発動するか否かに関する当  
社取締役会への勧告のための判断を行います。独立委員会の判断が、当社の企業価値ひ  
いては株主共同の利益に資するようになされることを確保するため、独立委員会は、当  
社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、  
コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観  
点から、大規模買付行為の内容を改善させるために、必要であれば、直接または取締役  
会に委任した上で、大規模買付者と協議・交渉を行います。

## 6) 独立委員会による勧告

独立委員会は、独立委員会評価期間の期間中に、または経過後速やかに、以下の基準に従って、対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に勧告します。大規模買付者は、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会が対抗措置を発動しない旨の決議を行った後でなければ、大規模買付行為に着手することができないこととします。

なお、独立委員会は、以下のいずれの場合も、その勧告の内容その他の判断事項について、決定後速やかに情報開示を行います。

### ①独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれかに該当すると判断した場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。

### ②独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買収提案を検討した結果、買収提案が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しない場合もしくは該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合または当社取締役会が独立委員会の要求にかかわらず上記4)に規定する意見および独立委員会が要求する情報・資料等を所定期間内に提示しなかった場合には、独立委員会評価期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

### ③独立委員会が対抗措置の発動の中止等を勧告する場合

独立委員会は、対抗措置の発動を勧告した後、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合その他大規模買付行為がなされなかった場合、または、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、もしくは当該事実が真実ではないことが独立委員会に認識され、独立委員会が下記(3)に定める対抗措置発動の要件のいずれにも該当しないと判断した場合には、当社取締役会に対し、改めて対抗措置の発動の中止等を勧告します。

## 7) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動、不発動または中止等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記の決議を行った場合、速やかに当該決議の内容、その他当社取締役会が必要と認める事項について情報開示を行います。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合において、新株予約権の行使期間開始までの間に、独立委員会が上記6)③の勧告を行った場合には、取締役会は、次のとおり対抗措置発動を中止することができるものとします。

①本新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間であれば、当社取締役会は本新株予約権の無償割当てを中止する。

②本新株予約権の無償割当ての効力発生日後、本新株予約権の行使期間開始までの間であれば、当社取締役会は本新株予約権を無償取得する。

### (3) 対抗措置発動の要件

#### 1) 本プランに定める手続が遵守された場合

本プランに定める手続が遵守された場合は、原則として対抗措置の発動を行わないものとします。ただし、本プランに定める手続が遵守された場合であっても大規模買付者による買収提案の内容が以下の要件のいずれかに該当し、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合は、上記(2) 7) に記載される当社取締役会の決議により、下記(4)に定める新株予約権の無償割当てその他の法令または当社定款が取締役の権限として認める措置を行います。

- ①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付（例えば、下記に掲げる行為）である場合  
ア 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為  
イ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為  
ウ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為  
エ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③当社の企業価値創造と長期的な株主価値増大の実現のために必要不可欠な、当社の他の株主、従業員、顧客を含む取引先、債権者等の当社に係る利害関係者との関係を根本的に破壊することで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付である場合

#### 2) 本プランが遵守されなかった場合

大規模買付者から大規模買付情報が提供されず、また提供された場合（当社取締役会から追加の要求により、提供された場合を含む。）であっても、これが不十分であると取締役会が合理的に判断した場合その他大規模買付者が本プランに定める手続に違反した場合には、上記(2) 7) に記載される当社取締役会の決議により、下記(4)に定める新株予約権の無償割当てを行います。

#### (4) 対抗措置（新株予約権無償割当て）の内容

当社取締役会は、独立委員会から対抗措置の発動の是非に関する勧告を受けた場合、当該勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会の決議により新株予約権の無償割当てを行うことができるものとします。新株予約権の概要は、別紙4（18ページ）に記載のとおりです。なお、新株予約権無償割当てを行う場合、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条項を定めることがあります。

#### (5) 本プランの有効期間および廃止

本総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件として、本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の第95回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。したがって、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。

当社取締役会は、本プランが廃止された場合には、速やかに、当該廃止の事実について情報開示を行います。

※本プランの手続のおおまかな流れは、別紙5（19ページ）に記載したフローチャートのとおりです。

### 4. 本プランの合理性

当社は、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが上記1.の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えています。

#### (1) 株主意思の反映

本プランは、本総会における株主の皆様からのご承認を条件として更新されます。上記3.(5)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されます。

#### (2) 買収防衛策に関する指針等の要件の充足

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）をすべて充足しています。また、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に関する議論等を踏まえた内容となっています。さらに、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものとなっています。

### (3) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社との間に特別の利害関係を有していない社外取締役または社外監査役から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要は株主の皆様へ情報開示することとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

### (4) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記3.(3)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

### (5) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記3.(5)に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランはいわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なお発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

## 5. 株主および投資家の皆様への影響

### (1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの更新時点においては、新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が新株予約権の無償割当てを決議した場合、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権が無償にて割当てられます。そして、当社が、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付する場合には、株主の皆様は行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、株主の皆様への保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社は、本プランの発動にかかる手続の過程において、株主の皆様に必要な情報を開示しますが、新株予約権無償割当て決議がなされ、新株予約権の無償割当てを実施したにもかかわらず、独立委員会が対抗措置の発動の中止等を勧告した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間に、当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく新株予約権を無償取得することがあります。その場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じないことから、当該希釈化が生じることを前提に当社株式等の売買を行った株主または投資家の皆様には、株価の変動による不測の損失が発生する可能性があります。

### **(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続**

#### **1) 新株予約権の割当ての手続**

新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続は不要です。

#### **2) 当社による新株予約権の取得の手続**

当社は、当社取締役会の決定により、かかる新株予約権を保有する新株予約権者に通知し、またはこれに代えて公告を行ったうえで、当社取締役会が定める日をもって新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を新株予約権者に交付することがあります。この場合には、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、新株予約権1個当たり原則として当社株式1株の交付を受けることとなります（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。上記のほか、割当方法および当社による新株予約権の取得手続等の詳細につきましては、新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以 上

## 当社の大株主の状況

平成26年3月31日現在の当社の大株主の状況は、次のとおりです。

1. 発行済株式の総数 532,507,285株  
(自己株式22,994,020株を含む)

## 2. 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
旭化成株式会社	31,039	6.09
積水ハウス株式会社	25,592	5.02
第一生命保険株式会社	19,681	3.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,415	3.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	15,375	3.01
東京海上日動火災保険株式会社	13,937	2.73
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505225	12,776	2.50
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	9,813	1.92
積水化学グループ従業員持株会	9,579	1.88
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン エスエル オムニバス アカウント	7,992	1.56
合 計	162,202	31.83

- (注) 1. 持株数、持株比率は、表示単位未満を切り捨てて表示しています。  
2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しています。  
3. 当社は自己株式を22,994千株保有しています。なお、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は4.31%です。

## 独立委員会規則の概要

## 1. 委員会の設置の目的等

独立委員会は、当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（本プラン）の発動または不発動の判断を当社取締役会において行うに際し、当社取締役会から独立した組織の見解を求めることを目的として、本プランが承認された株主総会終了後の取締役会の決議により設置する。

## 2. 委員会の構成

独立委員会の委員は、当社が設定している独立性要件を充足する当社社外取締役または当社社外監査役のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。独立委員会の委員は、3名以上とする。

## 3. 委員の任期

独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の直後に開催される当社取締役会の終了の時までとし、当該委員が再任することを妨げないこととする。なお、任期の満了する取締役会において別段の決議がされなかったときは、当該取締役会において再任されたものとみなす。

## 4. 独立委員会の権限および責任

- (1) 独立委員会は、当社の取締役会に対し、適宜、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他独立委員会が必要であると判断する情報を提示するよう要請することができる。
- (2) 独立委員会は、以下に掲げる事項について決定し、決定理由を付して、その決定事項を、当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の委員および当社取締役は、これらの決定にあたり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣を含む第三者の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施
  - ②新株予約権の無償割当ての中止
  - ③本プランの廃止
  - ④その他、当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- (3) 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下に掲げる事項を行う。
  - ①大規模買付行為が本プランの対象となるかどうかの決定
  - ②大規模買付者および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
  - ③大規模買付者による大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ④大規模買付者との協議・交渉
  - ⑤当社取締役会に対して、当社の企業価値向上施策の代替案の検討・提示の指示
  - ⑥その他、本プランにおいて独立委員会が行うことができると定めた事項
  - ⑦その他、当社取締役会において独立委員会が行うことができると定めた事項
- (4) 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

## 5. 独立委員会の招集、決議

- (1) 独立委員会の委員は、大規模買付行為がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- (2) 独立委員会の決議は、委員全員が出席し、その全員の一致をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その全員の賛成による。



独立委員会委員の候補者および略歴

【氏名】長島 徹（ながしま とおる）

【略歴】昭和18年1月2日生

昭和40年4月 帝人株式会社入社  
平成12年6月 同社取締役  
平成13年6月 同社常務取締役  
平成13年11月 同社代表取締役社長COO（最高執行責任者）  
平成14年6月 同社代表取締役社長CEO（最高経営責任者）  
平成20年6月 同社取締役会長  
平成23年6月 当社社外取締役（現職）  
平成25年4月 帝人株式会社取締役相談役  
平成25年6月 同社相談役（現職）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※帝人株式会社と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、主要な取引先には該当しません。

【氏名】石塚 邦雄（いしづか くにお）

【略歴】昭和24年9月11日生

昭和47年5月 株式会社三越入社  
平成15年2月 同社執行役員業務部長  
平成16年3月 同社上席執行役員経営企画部長  
平成17年3月 同社常務執行役員営業企画本部長  
平成17年5月 同社代表取締役社長執行役員兼営業企画本部長  
平成18年2月 同社代表取締役社長執行役員  
平成20年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役社長執行役員  
平成24年2月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス代表取締役会長執行役員（現職）  
平成24年4月 株式会社三越伊勢丹代表取締役会長執行役員（現職）  
平成25年6月 当社社外取締役（現職）

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※株式会社三越伊勢丹ホールディングスと当社との間には、営業上の取引はありません。また、株式会社三越伊勢丹と当社との間には営業上の取引がありますが、直近事業年度における同社の売上高および当社の売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.01%未満であり、主要な取引先には該当しません。

【氏名】小澤 徹夫（おざわ てつお）

【略歴】昭和22年6月28日生

昭和48年4月 弁護士登録、東京富士法律事務所入所（現職）  
平成26年6月 当社社外監査役就任予定

※同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

※当社は、同氏ならびに同氏が所属する東京富士法律事務所との間で、法律顧問契約を結んでおりません。

## 新株予約権の概要

## 1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

## (1) 新株予約権の内容および数

新株予約権の内容は下記 2. の記載に基づくものとし、新株予約権の数は当社取締役会で定める一定の日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）と同数とする。

## (2) 割当対象となる株主

割当期日における最終の当社株主名簿に記録された株主に対して、その有する当社株式 1 株につき 1 個の割合で、新株予約権を割当てる。

ただし、当社が有する当社株式については、新株予約権を割当てない。

## (3) 新株予約権無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める日とする。

## 2. 新株予約権の内容

## (1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。ただし、割当期日以後、当社が株式分割または株式併合を行う場合等には、所要の調整を行うものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円以上で当社取締役会が定める額とする。

## (3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で当社取締役会が別途定める期間とする。ただし、下記（6）に基づき新株予約権の取得がなされる場合は、当該取得日の前営業日までとする。

## (4) 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を新株予約権の行使条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## (5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## (6) 当社による新株予約権の取得

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができること等を新株予約権の取得条項として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

## (7) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

当社株券等の大規模買付行為に関する手続の流れ

